改 正 前

改 正 後

(前略)

(住居手当)

第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員 (無期雇用教職員を含む。ただし、医員、法科大学 院特別教授・准教授及び専門職大学院特別教授・准 教授を除く。)には、給与規程第17条に定める教 職員の例に準じて住居手当を支給することができ る。

(中略)

(臨床研修奨励手当)

- 第33条の2 臨床研修奨励手当は、医員(研修医) が臨床研修に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の月額は、80,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日 までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場 合(第72条及び第73条に規定する有期雇用教 職員の業務災害及び有期雇用教職員の通勤途上に おける災害により、勤務しなかった場合を除く。) は、臨床研修奨励手当は支給しない。
- 4 臨床研修奨励手当には、第30条に規定する超過勤務手当及び休日給(以下「超過勤務手当等」という。)を含むものとする。ただし、一の給与期間における超過勤務手当等の額が臨床研修奨励手当の額を超える場合は、その超える額について超過勤務手当等を支給する。

(中略)

別表第5

職名		日給額							
医員		医師免	2	年目	9,	400) 円		
		許等取	3	~ 4	年目	11,	6 0	0円	
		得後の	5	\sim 6	年目	12,	0 0	0円	
		経験年	7	~8	年目	12,	7 0	0円	
		数	9	年目	以上	13,	4 0	0円	
医員(研修医)					9,	4 0	0円	
(略)									

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

(後略)

(住居手当)

第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員 (無期雇用教職員を含む。ただし、医員、医員(研 修医)、法科大学院特別教授・准教授及び専門職大 学院特別教授・准教授を除く。)には、給与規程第 17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支 給することができる。

(臨床研修奨励手当)

- 第33条の2 臨床研修奨励手当は、医員(研修医) が臨床研修に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の月額は、90,00円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日 までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場 合(第72条及び第73条に規定する有期雇用教 職員の業務災害及び有期雇用教職員の通勤途上に おける災害により、勤務しなかった場合を除く。) は、臨床研修奨励手当は支給しない。
- 4 臨床研修奨励手当には、第30条に規定する超 過勤務手当及び休日給(以下「超過勤務手当等」と いう。) (30時間相当)を含むものとする。
- 5 前項の規定に定める時間を超えて超過勤務等を した場合は、その超過分を超過勤務手当等として 支給する。

附 則(令和7年達示第8号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第5

職名		日給額							
医員		医師免	24	丰目	1	1,	2 (0円]
		許等取	3	~4	年目	_	12,	0 0	0円
		得後の	5	~6	年目	_	12,	40	0円
		経験年	7	~8	年目	_	13,	10	0円
		数	94	羊目	以上	: <u>-</u>	13,	8 0	0円
医員	(研修医)					_1	1,	2 0	0円
(同 左)									

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。